

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第9号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年10月21日 10時50分ごろ
発生場所	島根県安来市松島北方沖 鳥取県米子市所在の米子港防波堤灯台から真方位281° 2,500m付近 (概位 北緯35° 26.1′ 東経133° 17.4′)
事故等調査の経過	平成26年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第七十八親力丸、1,426トン
船舶番号、船舶所有者等	135514、株式会社フロンティア
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	右舷船底に曲損、プロペラ翼に欠損及び曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、石灰石約2,400tを積載し、船首約4.00m、船尾約5.80mの喫水により、松島北方沖を航行中、船長が、船橋で操船に当たり、反航船を認めたので、機関を中立とし、松島北方沖の右寄りを惰力で航行していたところ、平成25年10月21日10時50分ごろ右舷船底に衝撃を感じ、直ちに安全な場所に停船し、点検したところ、浸水等の異常がなかったため、航行を続けた。 船長は、燃料節約のために減速運転をしていたので、船体振動等の不具合を感じなかった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船は、平成25年12月2日中間検査のために入渠したところ、右舷船底及びプロペラに損傷が発見された。 船長は、約30年以上の船長経験があり、米子港にも年に4回以上入港し、水路事情もよく知っていたが、米子港の潮汐を事前に調べていなかった。 船長は、松島北方沖100m付近に水深が約2.8m、底質が岩の浅所（以下「本件浅所」という。）が存在していることを知っており、避険線を設定していた。 船長は、本件浅所付近をこれまで幾度も通航していたので、乗り揚げることはないと思い、本件浅所に接近した。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、松島北方沖を航行中、船長が、幾度も通航していたので、乗り揚げることはないと思い、本件浅所に接近したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、松島北方沖を航行中、船長が、幾度も通航していたので、乗り揚げることはないと思い、本件浅所に接近したため、本件浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、喫水、航行海域の水深及び潮汐を事前に調査し、航行の安全を確保すること。 ・ 慣れた海域であっても、レーダー、GPS等の航海計器を活用して船位の確認を行って航行すること。